

令和5年8月29日

高槻市 交通部

車いすご利用のお客様に対する乗車未対応に係る近畿運輸局からの処分について

令和5年5月29日（月）に、当部運転士が車いすのお客様への乗車対応を行わなかった事案につきまして、近畿運輸局から事業用自動車の使用停止処分命令を受けました。

1 事案

(1) 概要

令和5年5月29日（月）に発生しました、当部運転士がスロープ板の格納場所を確認できなかったことを理由に、当該車両が「車いすの乗車対応ができない車両」と思い込み、車いすのお客様への乗車対応を行わなかった事案につきまして、本日付で近畿運輸局から、事業用自動車の使用停止処分命令を受けました。

なお、当該運転士については、令和5年6月2日付で懲戒処分（停職3か月）を行い、その内容については交通部ホームページで同日公表済みです。

(2) 処分の内容、及び処分理由

道路運送法第40条に基づく事業用自動車の使用停止処分

30日車（当該車両を9日間、その他車両3台を7日間の計30日車）

(3) 処分年月日

令和5年8月29日（火）

2 お詫び

関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫びいたします。今後、このようなことがないように再発防止、綱紀粛正に努めてまいります。

問合せ先：高槻市 交通部 運輸課 電話番号：072-677-3510 FAX番号：072-677-3516
